

意見の概要

新しい人権に関して、憲法制定後50年以上がたち、プライバシー権など当時では想定されていなかった権利を認める必要が出てきている。このような中で、憲法13条の解釈によって権利として認めるのでは不十分である。守られるべき権利は明確に憲法で保護を与えるべきである。

国会に関して、二院制をやめて一院制にすべきであるという意見がある。確かに、現在の制度だと参議院の権限が十分でなく、必要がないようにも思われる。しかし、だからといって廃止すべきだとは思わない。むしろ、権限を強化若しくは特殊性がいかせるような役割を担わせるべきである。

内閣に関して、首相公選制にすべきであるとの意見があるが、具体的にどのような選出方法にするのかが十分に議論されていない現在において次期尚早であると思われる。加えて、現在のように国民が主権者としての自覚を十分に持っていないならば、国民の人気投票になってしまう恐れがある。

司法に関して、憲法裁判所を設置すべきかどうかの議論があるが、憲法判断を積極的に行わせるために憲法裁判所をおくということであれば、むしろ、司法権自体の権限強化をするなどによって、現在の司法制度の枠組みを維持しながら改善することは可能であると思われる。よって、憲法裁判所を設置する意義は小さいように思える。

地方自治に関して、現在の都道府県を廃止し、道州制にするべきだなどの意見がある。たしかに、行政の効率化につながるかもしれないが、住民自治・団体自治のためにはむしろマイナスであると思われる。なぜなら、歴史ある地方自治体を統合することにより、郷土を愛する心が失われる恐れがあるからである。このことは現に市区町村の合併によって起こりつつあるように思われる。